

第4号様式（第10条関係）

会議録

会議名	令和7年度第1回武蔵村山市市民協働推進会議
開催日時	令和7年11月12日（水）午後7時～8時10分
開催場所	中部地区会館（市役所4階）402学習室A
出席者	出席者：田中委員（座長）、瀬口委員（副座長）、吉澤委員、酒井委員、米光委員、大野委員、加藤委員、末木委員、雨宮委員、並木委員 事務局：協働推進課長、協働推進課係長、協働推進課主任 オブザーバー：ボランティア・市民活動センターセンター長、センター長補佐
報告事項	武蔵村山市協働事業提案制度令和8年度実施事業募集結果について
議題	1 武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業事業報告会・翌年度実施事業プレゼンテーション実施要領について 2 その他
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業事業報告会・翌年度実施事業プレゼンテーション実施要領について 事務局案のとおり決定した。 議題2 その他 令和7年度実施事業及び令和7・8年度武蔵村山市市民協働推進会議の流れについて確認した。
審議経過 (発信者) ◎印：座長 ○印：委員 □印：オブザーバー ●印：事務局	*会議に先立ち、オブザーバーの同席を承認した。 *付属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針に基づき、傍聴の承認を行った。 報告事項 武蔵村山市協働事業提案制度令和8年度実施事業募集結果について 一 報告事項について、事務局から報告 一 ① 当該提案団体の名前を教えていただくことは可能か。 ● 本会議の会議録はインターネット上で公開されることから、当該団体の名前を出すことは控えたい。 ○ 提案があった令和8年度実施事業について、当該団体が令和3年度及び4年度に実施した協働事業の内容と比較した事業の新規性など概要を確認したい。 ● 当該団体が令和3年度及び4年度に実施した事業内容は、武蔵村山市及び近隣市町村の高等学校のダンス部生徒がダンスを通じて、中学生に高等学校の情報を発信し、中学生の進路選択を支援するという事業であった。具体的には、毎年夏頃に、多摩地域の高等学校10校以上のダンス部が、武蔵村山市民会館でダンスショーを行い、来場者である中学生に対して参加した高等学校の特色やダンス部の雰囲気を伝え、高等学校の選択に活用してもらうという事業内容であった。また、令和8年度実施事業として提案された事業の新規性として、ダンスショーの様子をYouTube等のSNSで広く発信することで、ダンスショーに参加できない中学生に対しても高等学校に

審議経過

(発信者)

○印：座長
○印：委員
□印：オブザーバー
●印：事務局

に関する情報を提供する点が挙げられる。

- ◎ 提案事業の担当課が決定しなかった理由を確認したい。
- 担当課候補から、「事業参加者がダンスに興味のある中学生に限定されるため、事業の公益性に疑問がある」「高等学校の選択という事業内容は、市教育委員会が所管する義務教育の範囲を超えており、協働事業として事業を実施することが難しい」との意見が寄せられ、提案された事業内容をそのまま協働事業として実施することはできないとの見解が示されたが、当該団体は「ダンスを通じた高校選択」という事業の軸を変更したくないとの強い意志を持ち続けた。協議の結果、当該団体と担当課候補が事業目的を共有することができず、提案事業を実施することができないと結論に至った。
- 事業の概要や担当課が決定しなかった理由は理解した。最終的に各担当課の説明内容について、当該団体は納得したのか。
- 担当課が決定しなかった理由については、当該団体に理解いただけた。また、4者協議の結果、当該団体より、新たに市の課題を知ることができたため、来年度以降、新たに協働事業を提案したい旨の話があった。
- ◎ 当該団体の構成員について、令和3年度及び4年度に協働事業を実施した際から大きな変更はあったか。
- 令和8年度実施事業として事業提案した当該団体の団体連絡者は、令和3年度及び4年度に協働事業を実施した際の団体連絡者と同一人物である。
- ◎ 令和3年度から同じ方が当該団体に在籍しているのであれば、今回の提案経験も踏まえて、令和8年度以降も協働事業を新規提案してもらえると思う。
- 当該団体が令和5年度実施事業に事業提案した時を踏まえて自身の考えを述べると、小中学校では学習指導要領に基づいて教育が進められているため、民間の市民活動団体が中学生を対象とした事業を主体的に実施することは非常に困難だと考える。なお、当該団体が令和5年度実施事業として協働事業を提案した際も、同様の課題が議論された。事業内容に多少の新規性はあるものの、令和8年度実施事業として提案された事業内容が、令和5年度実施事業として提案された事業内容と大きな変更がない以上、当該団体がその課題を十分に理解しているか疑問が残る。
- 市民活動団体と行政の協働については、社会に明確な課題があり、その課題を解決するような活動を行う市民活動団体の方が、行政と協働しやすい傾向にあると思う。一方で、個人の趣味活動を活動の主軸とする市民活動団体の場合、課題の設定や解決策の提示が難しく、行政との協働に課題があると考える。
- もし、当該団体が来年度以降も協働事業を提案するのであれば、学校の教育現場に直接切り込むのではなく、より実現可能な別の形でのアプローチを模索することが必要だと思う。同様の事業内容で行政と協働することは難しいと考えられるため、事務局やボランティア・市民活動センターが当該団体に助言を行い、協働事業の方向性を再検討すべきではないかと感じた。
- 結果として令和8年度実施事業の提案が0件であったことは問題だと思う。制度自体に問題があるのか、市民活動団体にとって事業提案の難易度が高いのか、事業の周知が不足しているのか、原因を解明する必要があるのではないか。
- 協働事業提案制度の周知について、ボランティア・市民活動セン

<p>審議経過</p> <p>(発信者)</p> <p>○印：座長 ○印：委員 □印：オブザーバー ●印：事務局</p>	<p>ターでは、2か月に1回発行している広報紙コラボ・バに協働事業提案制度に関する記事を掲載し、市内の全世帯に配布した。また、SNSを活用したり、市民活動団体に直接声を掛けたりして、事業提案を促した。</p> <p>◎ お伝えしたいこととして、多摩26市のうち、武蔵村山市の協働事業提案制度のような市民協働の推進に関する事業を実施している自治体は約半分しかない。そのうち、武蔵村山市の協働事業提案制度には、団体育成型事業への助成金として3年間にわたり合計180万円を助成するという他自治体と比較するとありがたい仕組みがある。助成金の金額も、他自治体と比較して高額であり、多摩26市のうち1番目か2番目に高い金額であったと思う。そのため、私自身、様々な場で「武蔵村山市には、市民協働に関する制度として、このような素晴らしい制度がある。」と話している。なお、武蔵村山市の協働事業提案制度のような市民協働に関する事業は、多摩26市だけでなく全国の自治体で広く実施されているほか、市民協働を推進するための会議機関を設けたり、助成金制度を整備している自治体もある。具体的な自治体としては、東京都以外に、名古屋や大阪が挙げられる。</p> <p>しかし、武蔵村山市と同様に、協働事業の事業提案を募集しても0件であった自治体はほかにも現れおり、その結果、市民活動団体に対する助成事業を廃止し、その関連会議もなくしてしまうという状況が一部の自治体で現れ始めている。東京都内では、市民協働に関する事業や市民活動団体に対する助成を廃止する動向はないが、他の地域では市民協働に関する事業自体が廃止となり始めている現状がある。そのため、より多くの市民活動団体に協働事業の事業提案をしてもらえるよう、市民協働推進会議としても何かしらの取組を始める必要があると思う。協働事業の事業提案が0件であることが続いた場合、協働事業提案制度自体が廃止されてしまう可能性もあるため、状況を改善する努力をしていく必要がある。</p> <p>議題1 武蔵村山市協働事業提案制度令和7年度実施事業事業報告会・翌年度実施事業プレゼンテーション実施要領について</p> <p>— 議題1について、事務局から説明 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 現在在籍している市民協働推進会議の委員は、過去に事業報告会に出席したことはあるか。 ● 現在在籍している委員の半数は、事業報告会に出席した経験はない。 ◎ 事業報告会に出席した経験がないと、事業報告会で事業を評価することをイメージすることは難しい。以前の会議にて、プレゼンテーションだけではなく、実際にプレーべーク事業を実施しての様子を確認したいとの意見があったと思うが、実地調査はしないのか。 ● 実地調査については、令和7年度実施事業の募集要項を作成した際に、事業実施2年目に行うとしたことから、事業実施1年目の事業評価の過程で実施調査をすることは考えていない。 ○ 実施事業の評価項目について、事業提案時に提出された事業計画書を基準に事業評価することとなっているが、事業提案時に提出された事業計画書は事前に共有されるのか。 ● 事業提案時に一般社団法人W a l kより提出された事業計画書については、事前に共有する。
---	---

審議経過

(発信者)

○印：座長
○印：委員
□印：オブザーバー
●印：事務局

- ◎ プレゼンテーション全体に要する時間として、1時間程度と考えて問題ないか。
- お見込みのとおり。
関係団体の退席や評価点数の集計に要する時間を考慮し、1時間を少し超える程度の時間を想定している。
- ◎ 一般社団法人W a 1 k と市の協働事業である「みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう」について、現時点の事業実施に問題はないか。
- 一般社団法人W a 1 k と市の協働事業である「みんなの遊び場「むさむらプレーパーク」をつくろう」について、現時点でプレ開催を含む2回が開催されている。プレ開催は、令和7年9月21日（日）の午前10時から午後3時まで雷塚公園で開催され、大人50名、子ども31名、未就学児13名が参加した。なお、当該団体からは、「プレ開催のため大人の参加者が多かった」との意見が寄せられた。正式開催となる第1回目のむさむらプレーパークは、10月19日（日）の午前10時から午後0時30分まで雷塚公園で開催された。雨天のため途中で終了となつたが、参加者は大人60名、子ども32名、未就学児19名であった。なお、当該団体からは、「当日は子ども食堂を同時開催したため、夫婦の参加者が目立った。」「第20回地区ふれあいスポレク大会と日程が重なってしまった。」という声が寄せられた。また、次回となる第2回目は、令和7年11月30日（日）の午前10時から午後3時まで雷塚公園で開催される予定である。
- 子どもとともにむさむらプレーパークに参加した。プレーパーク内はとても賑わっており、公園にある木を利用したブランコ遊びや木材工作コーナー、ハンモック遊びといった、普段の雷塚公園にはない遊びを参加者は楽しむことができた。子どもの参加者が多かつたが、大人の参加者も多く、非常に盛り上がっていた。天候が悪化したため自分は途中で帰宅したが、お昼には子ども食堂が開催され、予約した参加者はプレーパーク内で昼食を食べたと聞いている。
- 一般社団法人W a 1 k より提出された事業計画書には、市内の様々な公園を巡回してプレーパークを開催するとあったが、雷塚公園以外の公園でプレーパークを開催する予定はあるか。
- 火を使った遊びができる公園でプレーパークが開催できるよう、担当課と調整しているとのことだった。
- 来年2月に開催予定の事業報告会において、一般社団法人W a 1 k には、実施した事業内容が具体的にイメージできるプレゼンテーションや資料の提出をお願いしたい。
- 承知した。
- それでは、議題1について、事務局案のとおりとすることに異議はないか。
- (一同) 異議なし。
- 議題1について、事務局案のとおりとする。

議題2 その他

一 議題2について、事務局から説明 一

- 事務局の説明に対する質疑等はあるか。
- 議題1で話すべき内容だったと思うが、協働事業提案制度におい

審議経過

(発信者)

◎印：座長
○印：委員
□印：オブザーバー
●印：事務局

て事業提案の件数が少なくなった理由として、制度に問題があるのではなく、事業提案ができるだけの能力を有する団体が少なくなったことが理由だと考える。協働事業提案制度の制度上、過去に事業提案した市民活動団体であっても、異なるテーマやジャンルで事業提案することは可能だが、市民活動団体は特定のテーマやジャンルを活動基盤にしているため、テーマやジャンルを変えて新規で事業提案することは現実的ではない。結果として、事業提案の件数が減少しているのではないかと思う。

また、協働事業提案制度には、市民活動団体を育成する目的があるが、市民活動団体が事業提案するためには、企画書や収支予算書の作成といった準備が必要であり、これが負担となって事業提案に至らないことが考えられる。本来、市民活動団体は自分たちの趣味や社会的課題に基づいて活動しているため、行政との協働事業に当たり必要な書類を作成することは活動内容に含まれない。そのため、事業提案の前段階で、市民活動団体に対して書類作成を支援することが重要であり、市民活動団体による企画書や収支予算書の作成を支援する体制を行政が整えることが、協働事業提案制度の活性化につながると考える。提案事業の募集期間中に協働事業提案制度の魅力を周知することも重要だが、年間を通じて市民活動団体を支援し、協働事業提案制度への参画を促す取組が必要だと考える。

また、行政側の課題として、全庁的な視点では協働事業は素晴らしい取組として認識されているものの、現場の視点では業務負担が増えるという事実があり、現場が積極的に協働事業に協力することが困難な場合がある。特に、行政にとってニーズに合致する協働事業であれば協働しやすいが、現状では行政のニーズに合致する協働事業は少ない。

そのほか、行政職員の中で「なぜ協働が必要か」といった意識を醸成することも重要だと考えるが、これは短期間で解決できる問題ではない。市民活動団体の育成支援とあわせて、協働に関する研修を行い、行政職員の意識改革を時間をかけて行う必要がある。

- ◎ 武蔵村山市以外でも市民協働の推進に関する会議に出席している経験を踏まえ、発言したい。

まず、協働事業の実施について、全庁的に賛成であっても、現場への負担を忌避する傾向は、どの自治体にも共通して見られる課題である。そのため、市民協働の担当部署が、率先して「こうした事業をやるべきだ。」という事業提案を行う必要があると考える。他自治体では、市民協働の担当部署が主体となって協働事業を推進し、成功した事例もあるため、担当部署が積極的に協働事業に取り組むことが重要である。

次に、事業提案の前段階にある市民活動団体の育成支援についてであるが、どの自治体でも課題となっている。区市町村の人口によって、子育てや高齢者支援といった各分野の市民活動団体の団体数や団体規模は決定される傾向にある。しかし、武蔵村山市と同規模の他自治体であっても、毎年新しい団体が協働事業を提案する等、市民活動団体が活発に事業提案する事例もある。こうした状況を目指すには、市民活動団体に、企画立案や収支計算などのスキルも市民活動の一環と位置付け、学びの機会として捉えてもらう必要がある。行政が、市民活動団体に対して、書類作成能力の育成を支援することで、より市民活動団体と行政の協働が推進される。

- 市民活動団体と行政の協働を推進するに当たり、市民協働の担当

